

2022年3月  
箱根登山鉄道株式会社

## 一部規則改定のお知らせ

箱根登山鉄道（本社：神奈川県小田原市）では、下記のとおり、一部規則を改定しますので、お知らせいたします。

### 記

- 1 施行日  
2022年3月12日(土) 初電より
- 2 改定する規則  
外国人向け IC カード乗車券取扱規則
- 3 改正内容  
新旧対照表（次葉を参照）のとおり

以 上

箱根登山鉄道株式会社「外国人向け I C カード乗車券取扱規則」の一部改定

改 定	現 行
<p>(前 略)</p> <p><b>第 3 章 運賃</b></p> <p>(中 略)</p> <p>(身体障害者割引および知的障害者割引)</p> <p><b>第 1 6 条</b> 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客（日本の都道府県が発行した身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者に限る。）が外国人向け I C カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、I C S F 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、I C 企画乗車券による乗車では第 1 4 条の 2 の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。</p> <p>2 前項にかかわらず、各 I C 鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 実際に乗車した経路に基づき、各 I C 鉄道事業者で定める外国人向け I C カード乗車券取扱規則または I C カード乗車券取扱規則により運賃を減額する。</p> <p>(2) 2 以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。</p> <p>3 前各項の取扱いは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前 略)</p> <p><b>第 3 章 運賃</b></p> <p>(中 略)</p> <p>(身体障害者割引および知的障害者割引)</p> <p><b>第 1 6 条</b> 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客（日本の都道府県が発行した身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者に限る。）が外国人向け I C カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、I C S F 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、I C 企画乗車券による乗車では第 1 4 条の 2 の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ 5 割引した額を減額する。</p> <p>2 前項にかかわらず、各 I C 鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 実際に乗車した経路に基づき、各 I C 鉄道事業者で定める外国人向け I C カード乗車券取扱規則または I C カード乗車券取扱規則により運賃を減額する。</p> <p>(2) 2 以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。</p> <p>3 前各項の取扱いは、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この規則は、2022年3月12日より実施する。